

令和4年度職員団体との交渉結果（第1回確定交渉（課長重点））

1. 交渉団体

滋賀県地方公務員労働組合共闘会議、滋賀県教職員組合、自治労滋賀県職員労働組合

2. 当局側出席者

人事課長、他人事課員

3. 交渉日および場所

令和4年11月1日（火）14:15～14:45 本館3-B会議室

4. 内 容

賃金改善および一時金、諸手当、会計年度任用職員の待遇改善、早期退職制度など

5. 交渉状況

職員団体	県
<p>あらゆる年齢層の職員について、賃金水準の維持改善を図ること。</p> <p>一時金については、新型コロナウイルス感染症拡大前の水準への回復を求める。また、成績に左右されない期末手当を引き上げるとともに勤勉手当の成績率の差の拡大を行わないこと。</p>	<p>これまでどおり人事委員会勧告を尊重する立場に変わりはないが、勧告内容の実施については、総務部長と協議して決めていく。</p>
<p>国家公務員が導入している人事評価区分の細区分化に反対する。現行の5段階評価の維持を。</p>	<p>当分の間、現状の5段階評価を維持する方向で検討する。</p>
<p>会計年度任用職員の諸手当や休暇制度について、正規職員との均等待遇を望む。</p> <p>一時金については、人事委員会勧告で言及されていないため、引き続き話し合いをお願いする。</p> <p>休暇制度については、私傷病特別休暇の有給化や採用当初における年次有給休暇の全日数付与などを求める。</p>	<p>会計年度任用職員に対する給付については、地方自治法に規定があり、本県独自に手当を支給することは困難である。</p> <p>一時金については、今後任命権者として検討していく。</p> <p>本県の会計年度任用職員の休暇制度は、国の非常勤職員の休暇制度との権衡およびこれまでの本県の非常勤嘱託職員の休暇制度を考慮することを基本的な考えとしており、私傷病特別休暇の有給化は、困難と考えている。また、年次有給休暇については、他府県の状況等も含め、取扱いについて研究していく。</p>
<p>子に係る扶養手当を、上限額である10,000円に引き上げてほしい。</p>	<p>人事委員会勧告において、子に係る扶養手当を9,700円から9,900円に引き上げるとの言及があったことから、これを基本に検討する。</p>
<p>ガソリン価格の高騰によって職員の負担が増加しているため、通勤手当の引上げを求める。</p>	<p>人事委員会勧告等で言及がない内容について、独自に拡大実施することは困難である。</p>

<p>長期化している新型コロナウイルス感染症対応による長時間労働の是正等のため、職員定数増や適切な人員配置を求める。</p>	<p>今後も、不断の取組として、事務事業の見直しや業務の効率化の徹底を図りつつ、業務の質・量とのバランスを十分考慮し、必要な人員体制を整えていく。</p>
<p>今年度発生した幹部職員のハラスメントを受けて、若手職員が不安を感じている。ハラスメント対策に力を入れるべきだ。</p>	<p>ハラスメントは大きな問題と認識している。 ハラスメントをテーマとした研修を全所属長および全職員を対象に実施し、改めて各所属におけるハラスメント防止の徹底を図っていく。</p>
<p>早期退職制度の休止について、年度途中での提案は、職員への影響が大きいことから、断固反対する。</p>	